

## 治療専門医学物理士制度 第2回説明会 質疑応答概要

治療専門医学物理士の認定制度についての第2回説明会を開催しました。この説明会における質疑応答の概要につきまして、関係の皆様への同制度へのご理解を深めることを目的として公開致します。公開済みのFAQ、第1回説明会概要報告と合わせてご参考ください。

日時：2019年9月14日（土）17:00～17:40（前半15分はJBMP白土代表理事からの説明）

場所：福井県民ホール(アオッサ8階)

参加者数：70名

配布資料（公開済み）：治療専門医学物理士認定制度規程

治療専門医学物理士更新規程

FAQ

第1回説明会の質疑応答概要

Q JASTRO認定施設制度との関係について

A 当機構はJASTRO認定施設制度に関与できる立場にはありませんが、現時点で施設基準（医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している）に変更はなく、医学物理士が治療専門医学物理士に置き換わる予定はありません。

Q 認定医学物理教育コースについて

A 本制度が導入されても、教育コースのカリキュラムに変更はありません。

Q 治療専門医学物理士の更新認定について

A 「治療専門医学物理士更新規程」の記載の通り、更新は5年に1度となります。5年の中で3年以上の臨床医学物理の経験が必要となります。そして、有効期間内に医学物理士認定機構の主催する講習会に1回以上出席する必要があります。臨床経験年数にカウントされる医学物理業務について、個別のケースについては当機構へご相談下さい。例えば、治療施設の新設や治療装置の入れ替えなどに伴うコミッションの期間は臨床経験年数に含まれると考えられます。

Q 臨床経験の証明について

A 3年以上の臨床医学物理に携わったことを証明するの者は、施設で一番責任のある方（病院長）となります。

Q 治療専門医学物理士の位置付けについて

A 医学物理士は幅広い分野（治療、診断など）において物理学の知識と方法を医療に応用する素養を持ったことを認定するものです。治療専門医学物理士は、放射線治療の臨床医学物理業務を独立して遂行する能力を持つことを認定する制度です。従って、医学物理士の上位資格という訳ではありません。

Q 本制度と保険加算等の関係について

A 現時点では資格取得のメリットとして保険加算があるとは言えない状況です。それを目的として治療専門医学物理士を目指そうという方がおられましたら勇み足になります。あくまでも、ご自身のキャリアの中で自身がミニマムリクワイアメントに達していることの評価を試す機会であると捉えて頂き、そのようなシステムが一つできたということで理解頂ければ幸いです。

Q 医学物理士の国家資格化との関係について

A 元々、医学物理士の国家資格化とは別に国際標準に合わせる構想はあり、本制度はそれに対応するものであり国家資格化とは関係ありません。

Q 医学物理士のカテゴライズについて

A 現在、病院より求められているのは放射線治療となります。診断や核医学などについては将来的にそれが必要とされる状況になれば検討することになる可能性はありますが、当面はないと考えております。

以上